

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第254号	
事故等種類	火災	
発生日時	平成21年8月22日 10時20分ごろ	
発生場所	石川県珠洲市の鵜飼漁港港内 (概位 北緯37°24.4' 東経137°14.6')	
事故等調査の経過	平成21年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 ^{きちしん} 吉辰丸、6.6トン 船舶番号、船舶所有者等 IK2-5751（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	機関室機器及び航海計器など焼損	
事故等の経過	本船は、港内の係留地に向かうため、主機を始動したところ、平成21年8月22日10時20分ごろ、操舵室直下の機関室から火災が発生し、消火器を使用する間もなく、火炎と発煙が拡大したことから、消防に通報し、海水の放水から泡消火に切り替えて鎮火した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：うねり なし、波高 なし	
その他の事項	本船は、機関室後方左舷側に主機始動用及び右舷側に船内用の蓄電池（どちらもDC12V2個を直列配線して24Vで使用）が設置されていた。焼損が最も著しかったのは、機関室後方左舷側の蓄電池周辺であった。	
分析	乗組員等の関与	なし
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	機関室後方左舷側に設置されていた蓄電池又は付近の蓄電池配線が、短絡又は漏電した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が鵜飼漁港内において、係留地に向かうため主機を始動した際、機関室後方左舷側に設置されていた主機始動用蓄電池又は付近の蓄電池配線が、短絡又は漏電したため、電気火花を発生して配線被覆に着火し、機関室内の可燃物に延焼したことにより発生した可能性があると考えられる。	